

官報

号外

平成九年六月九日

○第四百十回 参議院會議錄第三十三号

平成九年六月九日(月曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第三十三号

平成九年六月九日

午前十時開議

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第二 環境影響評価法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長(猪熊重二君)の報告を求めます。科学技術特別委員長猪熊重二君。

委員長猪熊重二君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(猪熊重二君登壇、拍手)

○猪熊重二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成九年六月九日 参議院會議錄第三十三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

本法律案は、包括的核実験禁止条約の実施に伴い、核爆発の禁止、報告徴収、条約により設立される機関の指定する者の立入調査等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、未署名国の署名促進のため我が国の取り組み、核爆発探知能力の現状と国際監視網整備への貢献策、プルトニウムの需給見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 環境影響評価法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長(長渡辺四郎君)の報告を求めます。環境特別委員長長渡辺四郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(長渡辺四郎君)

(渡辺四郎君登壇、拍手)

○渡辺四郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関し、環境影響評価を事業者が行うとともに、地方公共団体の長、住民等が意見を述べるための手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果を免許等の審査に反映させるための措置等を講ずるものであります。

委員会におきましては、環境庁長官の役割の強化、対象事業の拡大、環境保全措置についての複数案の検討の明確化、フォローアップ措置の内容、第三者審査機関の必要性、本法律案と条例との関係、讀早湾干拓問題等の諸問題について質疑が行われたとともに、公聴会を開催いたしました。その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、本法律案に対し、山下理事より平成会、民主党・新緑風会及び自由の会の共同提案に係る環境庁長官の責務についての規定の追加等と内容とする修正案が、また、日本共産党の有働委員より目的に住民等の参加を規定すること等を内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

採決の結果、両修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、全会一致をもって附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十七時散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 齋藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

田村 公平君	栗原 君子君
小山 峰男君	渡辺 孝男君
末広真樹子君	山口 哲夫君
福本 潤一君	大森 礼子君
椎名 素夫君	矢田部 理君
北澤 俊美君	西川 玲子君
山本 保君	加藤 修一君
江本 孟紀君	益田 洋介君
平田 健二君	林 久美子君
和田 洋子君	鈴木 正孝君
菅川 健二君	市川 一朗君
水島 裕君	岩瀬 良三君
小林 元君	石田 美栄君
山崎 順子君	都築 謙君
荒木 清寛君	浜四津敏子君
直嶋 正行君	寺澤 芳男君
統 訓弘君	武田 節子君
長谷川 清君	牛嶋 正君
泉 信也君	白浜 一良君
勝木 健司君	猪熊 重二君
星野 明市君	木暮 山人君
広中和歌子君	片上 公人君
及川 順郎君	鶴岡 洋君
永野 茂門君	長谷川道郎君
芦尾 長司君	水野 誠一君
上吉原一天君	長尾 立子君
奥村 展三君	堂本 暁子君
大野つや子君	山崎 力君
高野 博師君	阿曾田 清君
田浦 直君	武見 敬三君

谷川 秀善君	海野 義孝君	太田 豊秋君	笠原 潤一君
戸田 邦司君	高橋 令則君	照屋 寛徳君	大脇 雅子君
今泉 昭君	鈴木 政二君	上山 和人君	畑 恵君
小山 孝雄君	北岡 秀二君	林 芳正君	旦下博代子君
龜谷 博昭君	風間 相君	谷本 義君	菅野 壽君
横尾 和伸君	山下 栄一君	中原 爽君	橋本 聖子君
平野 貞夫君	鴻池 祥肇君	馳 浩君	大淵 絹子君
石渡 清元君	鎌田 要人君	淵上 貞雄君	釜本 邦茂君
清水嘉与子君	寺崎 昭久君	金田 勝年君	景山俊太郎君
木庭健太郎君	足立 良平君	海老原義彦君	岩井 國臣君
田村 秀昭君	二木 秀夫君	阿部 正俊君	榑崎 泰昌君
松浦 孝治君	野沢 太三君	清水 澄子君	大島 慶久君
永田 良雄君	平井 卓志君	坪井 一字君	真島 一男君
林 寛子君	大久保直彦君	佐藤 泰三君	河本 英典君
鈴木 省吾君	林田悠紀夫君	清水 達雄君	鈴木 栄治君
野村 五男君	西田 吉宏君	梶原 敬義君	鈴木 貞敏君
服部三男雄君	上野 公成君	木宮 和彦君	小野 清子君
岡 利定君	依田 智治君	守住 有信君	青木 新次君
山本 一太君	三浦 一水君	宮澤 弘君	井上 孝君
松村 龍二君	保坂 三蔵君	板垣 正君	大河原太一郎君
平田 耕一君	塩崎 恭久君	松浦 功君	岡野 裕君
吉村剛太郎君	溝手 顕正君	岡部 三郎君	田沢 智治君
山崎 正昭君	加藤 紀文君	真鍋 賢二君	国井 正幸君
中島 眞人君	狩野 安君	齋藤 勤君	西川 潔君
関根 則之君	尾辻 秀久君	山下 芳生君	朝日 俊弘君
矢野 哲朗君	松谷蒼一郎君	峰崎 直樹君	中尾 則幸君
佐藤 静雄君	野間 越君	笠井 亮君	渡辺 四郎君
南野知恵子君	鹿熊 安正君	前川 忠夫君	今井 澄君
陣内 孝雄君	斎藤 文夫君	川橋 幸子君	山田 俊昭君
中曾根弘文君	石川 弘君	阿部 幸代君	及川 一夫君
須藤良太郎君	片山虎之助君	菅野 茂君	葺科 満治君
成瀬 守重君	吉川 芳男君	一井 淳治君	佐藤 道夫君
竹山 裕君	青木 幹雄君	西山登紀子君	須藤美也子君
下稻葉耕吉君	上杉 光弘君	角田 義一君	三重野栄子君
宮崎 秀樹君	久世 公義君	千葉 景子君	竹村 泰子君
杏掛 哲男君	倉田 寛之君	本岡 昭次君	緒方 靖夫君
遠藤 要君	大木 浩君	筆坂 秀世君	吉川 春子君
岩崎 純三君	井上 裕君	村沢 牧君	鈴木 和美君

笠原 潤一君	伊藤 基隆君	運輸委員	補欠
大脇 雅子君	橋本 敦君	辞任	補欠
畑 恵君	赤桐 操君	菅野 壽君	補欠
旦下博代子君	武田邦太郎君	辞任	補欠
菅野 壽君	智野 久光君	山崎 順子君	補欠
橋本 聖子君	藤澤 弘君	星野 朋市君	補欠
大淵 絹子君	上田耕一郎君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
釜本 邦茂君		科学技術特別委員	補欠
景山俊太郎君		辞任	補欠
岩井 國臣君		山崎 正昭君	補欠
榑崎 泰昌君		荻野 茂君	補欠
大島 慶久君		高野 博師君	補欠
真島 一男君		行財政改革・税制等に関する特別委員	補欠
河本 英典君		辞任	補欠
鈴木 栄治君		林 芳正君	補欠
鈴木 貞敏君		益田 洋介君	補欠
小野 清子君		尾辻 秀久君	補欠
青木 新次君		大島 慶久君	補欠
井上 孝君		塩崎 恭久君	補欠
大河原太一郎君		中島 眞人君	補欠
岡野 裕君		同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	
田沢 智治君		科学技術特別委員会	
国井 正幸君		理事 川橋 幸子君 (中尾則幸君の補欠)	
西川 潔君		同日議員から次の議案が提出された。	
朝日 俊弘君		民法の一部を改正する法律案(山崎順子君外三名発議(参第一〇号))	
中尾 則幸君		同日衆議院から次の議案が提出された。	
渡辺 四郎君		市民活動促進法案(第百三十九回国会衆第一八号)	
今井 澄君		同日次の本院提出案を衆議院に送付した。	
山田 俊昭君		行政書士法の一部を改正する法律案	
及川 一夫君		同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	
葺科 満治君			
佐藤 道夫君			
須藤美也子君			
三重野栄子君			
竹村 泰子君			
緒方 靖夫君			
吉川 春子君			
鈴木 和美君			

公職選挙法の一部を改正する法律案(平井卓志君外五名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

運輸施設整備事業団法案

大学の教員等の任期に関する法律案

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(第百三十九回国会、河村たかし君外四名提出)

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八八号)審査報告書

環境影響評価法案(閣法第七八号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員荒木清寛君提出連任組換え食品の表示等に関する質問に対する答弁書

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

運輸施設整備事業団法案

大学の教員等の任期に関する法律

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成八年度観光の状況に関する年次報告及び平成九年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成九年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

禁止条約機関の指定する者による立入調査等について定めようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

機関に対して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は収去の対象となつた土地等に関し報告をさせることができる。

第六十八條の二の次に次の一条を加える。

第六十八條の三 包括的核実験禁止条約機関の指定する者は、内閣総理大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内において、包括的核実験禁止条約機関が指定する区域内の土地又は工作物に立ち入り、土地、工作物その他必要な物件を撮影し、放射能水準を測定し、地震を観測し、土地の状況を調査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、必要な試料の収去(土地の掘削を伴う場合を含む。)をすることができ

る。

2 締約国政府の指定する者は、条約で定める範囲内において、前項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去に立ち会ふことができる。

3 第一項の規定により撮影、測定、観測、調査又は収去に立ち会ふ職員は、その身分を示す証明書を持参し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第七十六條の四「前二條」を「第七十六條の二及び前條に、」刑法第四條の二を「刑法第四條の二の例に、第七十六條の三の罪は同法第三條」に改め、同条を第七十六條の五とし、第七十六條の三を第七十六條の四とし、第七十六條の二の次に次の一条を加える。

第七十六條の三 核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第八十條第五号中「第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同条に次の二号を加える。

八 第六十八條の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

この法律は、包括的核実験禁止条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

審査報告書

環境影響評価法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月六日

環境特別委員長 渡辺 四郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資するため、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に關し、その実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行う環境影響評価を事業者が行うとともに、その方法及び結果について地方公共団体の長、事業の実施に係る免許等を行う者その他の環境の保全の見地からの意見を有する者がその意見を述べるための手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果を事業の内容に關する決定に反映させるための措置等を講じようとするものであつて、妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、環境庁長官は、本法による環境影響評価の適切な円滑な実施の確保に第一義的な責任があることを強く認識し、その実施状況を十分に把握しつつ、関係行政機関の環境影響評価に關する事務について必要な総合調整を積極的に行うなど、主体的な役割を果たしていくこと。

二、対象事業については、事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、また地方公共団体の環境影響評価制度の現状等を考慮しつつ、必要に応じ追加等の見直しを行うこと。

三、第二種事業に係る判定は、科学的かつ客観的な基準に基づき、法の趣旨を踏まえ、適切に行われるように努めること。この場合、地域特性を踏まえた運用が行われるよう、都道府県知事が意見を述べるに際して必要に応じ市長村長の意見を求め、また住民等の意見を聴くことができることなど法の趣旨の徹底に努めること。

なお、判定の結果、本法の対象事業とならなかった事業についても、地方公共団体の制度で必要に応じ環境影響評価を実施することについて周知徹底するなど適正な環境配慮がなされることを確保するよう努めること。

四、準備書及び評価書においては、環境保全措置についての複数案の検討状況、実施すべき事後調査事項等が明確かつ分かりやすく記載されるようにすること。

また、評価書に記載された環境保全措置、事後調査措置が法律に反して実行されなかった場合には適切な措置を講ずること。

五、準備書について事業者が開催する説明会は、住民等が適切な意見を形成するために極めて重要な場であることにかんがみ、その開催日時及び場所等が適切に定められ、その周知徹底が図られるようにするとともに、説明会において住民等から意見が述べられたときには、事業者がこれに適切に対応するよう指導すること。

六、事業者が実施する環境影響評価の結果を的確に審査し、制度の信頼性を高めるため、環境庁における審査体制の充実・強化を図ること。

また、環境庁長官の意見形成に当たっては、当該事業について専門的な知識、科学的知見等を有する学識経験者及び中央環境審議会等を積極的に活用して環境保全に万全を期すとともに、その過程及び結果の透明性の確保に努めること。

七、免許等を行う者等は、その審査等の体制を適切に整備するとともに、審査等を行うに際しては、環境庁長官の意見を反映させること。

八、本法による環境影響評価の実効ある運用を確保するためには、関連する法律の適正な運用と十分な情報公開が必要であることにかんがみ、環境影響評価のそれぞれの段階に係る情報の公開に努めること。また、事業者に対しては、積極的な情報の提供を行うよう指導すること。

九、地方公共団体において定着し、相応の効果を上げている環境影響評価制度の運用の実績を尊重し、知事意見の形成に際し公聴会や審査会等の活用が可能であることなど法の趣旨を徹底し、地方公共団体の意見が十分に反映され、地域の実情に即した環境影響評価が行われるよう、地方公共団体との適正な役割分担による総合的な環境影響評価制度の運用に万全を期すこと。

十、環境庁長官が定める基本的事項及び主務省令で定める指針については国民に理解されやすい内容となるように作成するとともに、技術の進展に即応して最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価が実施されるよう、基本的事項及び指針を柔軟に見直していくこと。また、本制度全般に關して、その実施状況を見ながら、法施行後十年以内であっても、適宜適切に制度の改善を図ること。

十一、上位計画や政策における環境配慮を徹底するため、戦略的環境影響評価についての調査・研究を推進し、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること。

十二、環境影響評価の適切かつ円滑な実施には、技術手法、過去の事例、地域環境の現状などの情報の活用が極めて重要であることにかんがみ、電子媒体の活用等、環境影響評価に關する情報の収集・整理・提供に努めること。

また、質の高い調査予測等が行われるためには、幅広い知識と技術を備えた調査等の従事者の育成・確保が必要であり、調査等に従事する者や組織に關する資格制度の導入についての検討、人材の能力の確保のための研修等の推進、人材情報の提供に努めること。

十三、本決議事項及び本委員会での論議を十分踏まえて、政令、省令及び基本的事項を制定すること。

十四、本法の施行前に環境影響評価が行われる事業については、本法制定の趣旨を踏まえ適正な環境配慮を徹底するよう指導すること。

十五、我が国の事業者が海外において実施する事業については、平成三年四月二十四日の本委員会の決議を踏まえ、また環境基本法及び本法の趣旨を尊重しつつ、適切な環境配慮がなされるよう指導するとともに、政府開発援助に係る事業など海外における事業についても、なお一層的確な環境影響評価を実施し、適正な環境配慮がなされるように努めること。

右決議する。

環境影響評価法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

環境影響評価法案

環境影響評価法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 準備書の作成前の手続

第一節 第二種事業に係る判定(第四条)

第二節 方法書の作成等(第五條—第十條)
第三節 環境影響評価の実施等(第十一條—第十三條)

第三章 準備書(第十四條—第二十條)
第四章 評価書

第一節 評価書の作成等(第二十一條—第二十四條)
第二節 評価書の補正等(第二十五條—第二十七條)

第五章 対象事業の内容の修正等(第二十八條—第三十條)
第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第三十一條—第三十八條)

第七章 環境影響評価その他の手続の特例等
第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例(第三十九條—第四十六條)

第二節 港灣計画に係る環境影響評価その他の手続(第四十七條—第四十八條)
第八章 雑則(第四十九條—第六十一條)

第一章 総則
(目的)

第一條 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他の事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することを含む。

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一 次に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する一の事業であること。

イ 高速自動車国道、一般国道その他の道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業

ロ 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業(以下この号において「ダム新築等事業」という。)並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

ハ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道及び軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の建設及び改良の事業

ニ 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

ホ 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

ト 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

チ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業

リ 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業

又 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二条第六項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)第二条第四項に規定する工業団地造成事業

ル 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業

ヲ 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

ワ イからラまでに掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可若しくは承認又は届出(当該届出に係る法律において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。ホにおいて同じ。)が必要とされる事業(ホにおいて同じ。を除外する。)

ロ 国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項第一号の補助金及び同項第二号の負担金をいう。以下同じ。)の交付の対象となる事業(イに掲げるものを除く。)

ハ 特別の法律により設立された法人(国が出資しているものに限る。)がその業務として行う事業(イ及びロに掲げるものを除く。)

二 国が行う事業(イ及びロに掲げるものを除く。)

ホ 国が行う事業のうち、法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可若しくは承認又は届出が必要とされる事業

3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であつて、第一種事業に準ずる規模(その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。)を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を第四条第一項各号に定める者が

七十六号)による軌道の建設及び改良の事業

ニ 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

ホ 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

ト 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

チ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業

リ 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業

事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可若しくは承認又は届出(当該届出に係る法律において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。ホにおいて同じ。)が必要とされる事業(ホにおいて同じ。を除外する。)

ロ 国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項第一号の補助金及び同項第二号の負担金をいう。以下同じ。)の交付の対象となる事業(イに掲げるものを除く。)

ハ 特別の法律により設立された法人(国が出資しているものに限る。)がその業務として行う事業(イ及びロに掲げるものを除く。)

二 国が行う事業(イ及びロに掲げるものを除く。)

ホ 国が行う事業のうち、法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可若しくは承認又は届出が必要とされる事業

3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であつて、第一種事業に準ずる規模(その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。)を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を第四条第一項各号に定める者が

同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「対象事業」とは、第一種事業又は第四種第三項第一号(第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられた第二種事業(第四條第四項(第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))及び第二十九條第二項(第四十條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する第四條第三項第二号の措置がとられたものを除く。をいう。

5 この法律(この章を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者が「国が行う対象事業」にあつては当該対象事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る対象事業にあつてはその委託をしようとする者をいう。

(国等の責務)

第三條 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第二章 準備書の作成前の手続

第一節 第二種事業に係る判定

第四條 第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。は、第二條第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、その氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに第二種事業の種類及び規

模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要(以下この項において「氏名等」という。)を次の各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により届け出なければならない。この場合において、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣に届け出ることによって、氏名等を記載した書面を作成するものとす。

一 第二條第二項第二号イに該当する第二種事業 同号イに規定する免許、特許、許可、認可若しくは承認(以下「免許等」という。)を行い、又は同号イに規定する届出(以下「特定届出」という。)を受理する者

二 第二條第二項第二号ロに該当する第二種事業 同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定を行う者(以下「交付決定権者」という。)

三 第二條第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同号ハに規定する法人を当該事業に関して監督する者(以下「法人監督者」という。)

四 第二條第二項第二号ニに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣

五 第二條第二項第二号ホに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び同号ホに規定する免許、特許、許可、認可若しくは承認を行う者又は同号ホに規定する届出の受理を行う者

2 前項各号に定める者は、同項の規定による届出(同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条及び第二十九條第一項において「届出」という。))に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上期間を指定してこの法律(この章を除く。)の規定による環境

影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

3 第一項各号に定める者は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを勘案して、第二條第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第一号の措置をとらなければならない。

一 この法律(この章を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事)に通知すること。

二 この法律(この章を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事)に通知すること。

4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができ、この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。

5 第二種事業(対象事業)に該当するものを除く。を実施しようとする者は、第三項第二号(前項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまで(当該第二

種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで)は、当該第二種事業を実施してはならない。

6 第二種事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの法律(この章を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律(この章を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成するものとする。

7 前項の規定による通知を受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に当該通知又は作成に係る書面の写しを送付しなければならない。

8 第六項の規定による通知又は書面の作成に係る第二種事業は、当該通知又は書面の作成の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。

9 第三項の主務省令は、第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情を勘案して判定が適切に行われることを確保するため、判定の基準につき主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が環境庁長官に協議して定めるものとする。

10 環境庁長官は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき基準に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

第二節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、第二項第一号イからワまでに掲げる事項の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の目的及び内容

三 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況

四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

2 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書の送付等)

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、第二項第一号イからワまでに掲げる事項の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に対し、方法書を送付しなければならない。

2 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣が環境庁長官に協議して定めるものとする)。

(方法書についての公告及び縦覧)

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、総理府令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他総理府令で定める事項を公告し、前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に必要事項は、総理府令で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、第六項第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての都道府県知事等の意見)

第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第三節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五項第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二項第二号イからワまでに掲げる事項の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

3 第一項の主務省令は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が環境庁長官に協議して定めるものとする。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二項第二項第一号イからワまでに掲げる事項の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第三項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

(基本的事項の公表)

第十三条 環境庁長官は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

第三章 準備書

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二項第二項第一号イからワまでに掲げる事項の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

一 第五項第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 第八項第一項の意見の概要

三 第十條第一項の都道府県知事の意見

四 前二項の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容

七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるものの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の

状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

八 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 第五条第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付等)

第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、第六条第一項の主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する都道府県知事(以下「関係都道府県知事」という。)及び関係地域を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第十七条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第十六条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、総理府令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他総理府令で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一週間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第十七条 事業者は、総理府令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

らない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、総理府令で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて総理府令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、総理府令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(準備書についての意見書の提出)

第十八条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十六条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第十九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

第二十條 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関係都道府県知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする。

第四章 評価書

第一節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき立該修正後の事業者が対象事業に該当するときに限る。は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 次項及び次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条

第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、第二十九条第二項第一号から四号まで、第二十九条及び第三十条において「準備書」という。を、第二十九条第二項第一号から四号までに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

一 第十四条第一項各号に掲げる事項

二 第十八条第一項の意見の概要

三 第二十条第一項の環境影響評価の結果の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解(免許等を行う者等への送付)

第二十二条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなければならない。

一 第二条第二項第二号イに該当する対象事業(免許等に係るものに限る。)に係る評価書 当該免許等を行う者

二 第二条第二項第二号イに該当する対象事業(特定届出に係るものに限る。)に係る評価書 当該特定届出の受理を行う者

三 第二条第二項第二号ロに該当する対象事業に係る評価書 交付決定権者

四 第二条第二項第二号ハに該当する対象事業に係る評価書 法人監督者

五 第二条第二項第二号ニに該当する対象事業に係る評価書 第四条第一項第四号に定める者

六 第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る評価書 第四条第一項第五号に定める者

2

前項各号に定める者(環境庁長官を除く。が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会若しくは庁の長である国務大臣(次号及び第二十六條第一項において「内閣総理大臣等」という。)、環境庁長官に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

二 委員会若しくは庁の長(国務大臣を除く。)、又は国の行政機関の地方支分部局の長、その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれていた府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境庁長官に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

(環境庁長官の意見)

第二十三條 環境庁長官は、前条第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書により述べる環境の保全の見地からの意見を書面により述べることを定める。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣等を経由して述べるものとする。

(免許等を行う者等の意見)

第二十四條 第二十二條第一項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることを定める。この場合において、前条の規定による環境庁長官の意見があるときは、これを助案しなければならない。

第二節 評価書の補正等

(評価書の再検討及び補正)

第二十五條 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを助案として、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)、は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五條第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。)、同条から第二十七條までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五條第一項第一号、第十四條第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号又は第二十一條第二項第二号から第四号までに掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。)、評価書について所要の補正をすること。

三 前一号に掲げるもの以外のもの 第十一條第一項及び第十二條第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、第二十二條第一項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3 事業者は、第二十二條第一号に該当する場合を除き、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書の送付(補正を必要としない)と認めるときは、その旨の通知を、第二十二條第一項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に対してしなければならない。

(環境庁長官等への評価書の送付)

第二十六條 第二十二條第一項各号に定める者(環境庁長官を除く。が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第三項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣等 環境庁長官に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

二 委員会若しくは庁の長(国務大臣を除く。)、又は国の行政機関の地方支分部局の長、その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれていた府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境庁長官に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

2 事業者は、前条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に評価書(前条第一項第二号又は同条第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条及び第三十三條から第三十八條までにおいて「要約書」という。)、及び第二十四條の書面を送付しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)

第二十七條 事業者は、第二十五條第三項の規定による送付又は通知をしたときは、総理府令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他総理府令で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書、要約書及び第二十四條の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

第五章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第二十八條 事業者は、第七條の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第五條第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合(第二十一條第一項又は第二十五條第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)

く。において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五條から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定)

第二十九條 事業者は、第七條の規定による公告を行ってから第二十七條の規定による公告を行うまでの間において、第五條第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第四條第一項の規定の例により届出をすることが出来る。

2 第四條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までにを行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第四條第三項第二号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、総理府令で定めるところによりその旨を公告しなければならない。

(対象事業の廃止等)

第三十條 事業者は、第七條の規定による公告を行ってから第二十七條の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、総理府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第五条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続
(対象事業の実施の制限)

第三十一条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行うまでは、対象事業(第二十一条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更に応ずるときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第一項の規定は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告同条の規定による公告を行い、かつ、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行う

ものに限る。」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、総理府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第二項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第三十二条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十四条第一項第五号又は第七号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等(次項に規定するものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要の条件を付することができるとする。

二 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要の条件を付することができるとする。

三 免許等を行ない又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等 当該免許等に係る法律の規定で政令で定めるものに係るものに限る。当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要の条件を付することができるとする。

3 対象事業に係る免許等であつて対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮がなされるものでなければ当該免許等を行わないものとする旨の法律の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基ついて、当該法律の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする。

ものとする旨の法律の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基ついて、当該法律の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする。

4 前各項の規定は、第二条第二号ホに該当する対象事業に係る免許、特許、許可、認可又は承認(同号ホに規定するものに限る。)について準用する。

(特定届出に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第三十四条 対象事業に係る特定届出を受理した者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基ついて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮に欠けると認めるときは、当該特定届出に係る法律の規定にかかわらず、当該特定届出をした者に対し、当該規定によつて勧告又は命令をすることができるとされ、当該期間(当該特定届出の受理の時に評価書の送付を受けたとき)は、その送付を受けた日から起算する当該期間(内において、当該特定届出に係る事項の変更を求める旨の当該規定による勧告又は命令をすることができるとする。

2 前項の規定は、第二条第二号ホに該当する対象事業に係る同号ホの届出について準用する。

(交付決定権者の行う環境の保全の配慮についての審査等)

第三十五条 対象事業に係る交付決定権者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基ついて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。この場合において、当該審査は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による調査として行うものとする。

(法人監督者の行う環境の保全の配慮について
の審査等)

第三十六条 対象事業に係る法人監督者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、当該法人に対する監督を通じて、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

(主任の大臣の行う環境の保全の配慮についての審査等)

第三十七条 対象事業に係る第四号第一項第四号又は第五号に定める主任の大臣は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

(事業者の環境の保全の配慮等)

第三十八条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

2 この章の規定による環境の保全に関する審査を行うべき者が事業者の地位を兼ねる場合には、当該審査を行うべき者は、当該審査に係る業務に従事するその者の職員を当該事業の実施に係る業務に従事させないよう努めなければならない。

第七章 環境影響評価その他の手続の特例等

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画に定められる第二種事業等)
第三十九条 第二種事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四号第七項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場

合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第四号第一項の規定による届出(同項後段の規定による書面の作成を含む。次項において同じ。)は、次項に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県知事又は市町村(同法第二十二條第一項の場合にあっては、同項の建設大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四号の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る事業にあってはその委託をしたようとする者。以下同じ。」とあるのは「第三十九号第一項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。))は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」と、「その氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者(当該都市計画が都市計画法第十八条第三項(同法第二十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定による認可又は同法第十九条第一項(同法第二十一條第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))

の規定による承認(以下「都市計画認可」という。))を要するものである場合にあっては、都市計画認可を行う建設大臣又は都道府県知事(以下「都市計画認可権者」という。))及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣とあるのは「都市計画認可を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画認可権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九号第一項とあるのは、第四号第一項の規定により読み替えて適用される第二十九号第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画認可権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者(第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者」と、同条第四項中「当該事業を実施しようとする者」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号とあるのは、第一項各号に定める者及び都市計画認可権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号」と、「第二十九号第二項」とあるのは「第四号第二項の規定により読み替えて適用される第二十九号第二項」と、「定められるまで(当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあっては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで)」とあるのは「定められるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者」とあるのは「この法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「届出に係る都市計画が都市計画認可を要するものであるときは、同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画認可権者に、都市計画認可を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」と、「が環境庁長官」とあるのは「及び建設大臣が環境庁長官」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び建設大臣が定めるべき」とする。

(都市計画に定められる対象事業等)
第四十条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第五号から第三十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項、次条、第四十三條、第四十四條及び第四十六條に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者(以下「対象事業者」という。))に代わるものとして、当該対象事業者又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。))に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において

前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第五条から第三十八条まで(第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項を除く。)の規定の適用については、第五条第一項中「事業者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは、「第四十条第一項の対象事業等(第二十八条及び第三十条第一項第一号において「対象事業等」という。))を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。))と、「主務省令」とあるのは、「主務省令・建設省令」と、同項第一号中「氏名及び住所法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」とあるのは「名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第三号中「対象事業が」とあるのは「都市計画対象事業が」と、同項第四号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第七条から第十条まで及び第十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十二条第一項及び第十四条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「主務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」と、第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十六条から第二十条まで及び第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは

において、都市計画決定権者が建設大臣又は都道府県知事であるときは、都市計画地方審議会の議を経るものとする」と、第二十六条第一項中「環境庁長官を除く。」とあるのは「環境庁長官を除く。」又は都市計画認可権者若しくは都市計画認可を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と「受けた」とあるのは受け、又はした」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「及び関係市町村長」とあるのは、「関係市町村長及び第四十条第一項の事業者」と、第二十七条及び第四十条第一項の事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「修正しよう」とあるのは「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第二十九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「修正しよう」とあるのは「修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、「第四条第一項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第二項」と、「同条第三項第一号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号」と、同条第三項中「第四十条第三項第二号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第二号」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三十条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業等を都市計画に定めない」と、第三十一条第一項中「を行う」とあるのは「が行われる」と、同条第二項及び第三項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、同項中「を行い」とあるのは「が行われた」と、同条第四項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、「前条第二項」とあるのは「第三十

第四十一条 前条第二項の規定により読み替えて適用される第十六条又は第二十七条の規定によつて都市計画決定権者が行ふ公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行ふものとする。

2 都市計画決定権者（建設大臣を除く。）は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第十六条の規定により準備書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条の規定により同条に規定する評価書、要約書及び第二十四条の書面を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第二十条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

3 対象事業に係る都市計画を定める建設大臣は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第十六条の規定により準備書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、建設大臣が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条の規定により同条に規定する評価書、要約

書及び第二十四条の書面を縦覧に供する場合に
は、当該評価書、要約書及び同条の書面を都道
府県知事に送付し、当該都道府県知事に、建設
大臣が定める都市計画についての同法第二十
二条第一項の規定により読み替えて適用される同
法第二十条第二項(同法第二十一条第二項にお
いて準用する場合を含む。)に規定する同法第十
四条第一項の図書の写しと併せてこれらを縦覧
に供させるものとする。

4 都市計画決定権者は、前二項の規定により準
備書を都市計画の案と併せて縦覧に供した場合
において述べられた意見の内容が、当該準備書
についての意見書と、当該準備書に係る都市計
画の案についての都市計画法第十七条第二項
(同法第二十一条第二項において準用する場合
及び同法第二十一条第一項の規定により読み替
えて適用される場合を含む。)の規定による意見
書のいずれに係るものであるかを判別すること
ができないときは、そのいずれでもありとみな
してそれぞれの法律を適用する。

5 都市計画決定権者は、前条第一項の規定によ
り環境影響評価その他の手続を行う場合には、
同条第二項の規定により読み替えて適用される
第二十五条第三項の規定による都市計画地方審
議会への付議を、都市計画法第十八条第二項
(同法第二十一条第二項において準用する場合
及び同法第二十一条第一項の規定により読み替
えて適用される場合を含む。)の規定による都市
計画地方審議会への付議と併せて行うものとす
る。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関
する都市計画法の特例)

第四十二条 前条第二項又は第三項の規定により
準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供する場
合における当該都市計画の案についての都市計
画法第十七条第一項及び第二項(同法第二十一
条第二項において準用する場合及び同法第二十
二条第一項の規定により読み替えて適用される

場合を含む。)の規定の適用については、同法第
十七条第一項中「二週間とあるのは「一月間」
と、同条第二項中「縦覧期間満了の日」とあるの
は「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週
間を経過する日」とする。

2 都市計画決定権者は、対象事業等を都市計画
に定めようとするときは、都市計画法に定める
ところによるほか、第四十条第二項の規定によ
り読み替えて適用される第二十七条の評価書
(次項において「評価書」という。)に記載されて
いるところにより当該都市計画に係る対象事業
の実施による影響について配慮し、環境の保全
が図られるようにするものとする。

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八
条第三項(同法第二十一条第二項において準用
する場合を含む。)の規定による認可又は同法第
十九条第一項(同法第二十一条第二項において
準用する場合及び同法第二十一条第一項の規定
により読み替えて適用される場合を含む。)の規
定による承認(第四十五条において「都市計画認
可」という。)を行うに当たっては、建設大臣又は
都道府県知事(第四十五条において「都市計画
認可権者」という。)は、評価書の記載事項及び
第四十条第二項の規定により読み替えて適用さ
れる第二十四条の書面に基いて、当該都市計
画につき、環境の保全についての適正な配慮が
なされるものであるかどうかを審査しなければ
ならない。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更
の場合の再実施)

第四十三条 第四十条第二項の規定により読み替
えて適用される第二十七条の規定による公告を
行った後に、都市計画決定権者が第四十条第二
項の規定により読み替えて適用される第五十条第
一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画
の変更をしようとする場合における当該事項の
変更については、第三十一条第二項及び第三項
の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他

の手続は、次項に定めるところにより、当該都
市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者
に代わるものとして、当該都市計画の変更をす
る手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における第三十一条第二項及び第
三項の規定の適用については、同条第二項中
「事業者は、第二十七条」とあるのは「都市計画
決定権者は、第四十条第二項の規定により読み
替えて適用される第二十七条」と、「第五十条第
一項第二号」とあるのは「第四十条第二項の規定
により読み替えて適用される第五十条第一項第二
号」と、「を変更」とあるのは「変更に係る都市
計画の変更を」と、「当該変更」とあるのは「当該
事項の変更」と、同条第三項中「第一項の規定
は、第二十七条」とあるのは「第三十一条第一
項の規定は、都市計画決定権者が第四十条第二
項の規定により読み替えて適用される第二十七
条」と、「第五十条第一項第二号」とあるのは「第
四十条第二項の規定により読み替えて適用される
第五十条第一項第二号」と、「当該事業」とあるの
は「当該事業に係る都市計画の変更をしよう」と
する場合における当該都市計画に係る事業」と、
「事業者」とあるのは「都市計画に係る事業
者」と、「第一項中」とあるのは「第三十一条第一
項中「第二十七条」とあるのは「第四十条第二
項の規定により読み替えて適用される第二十七
条」と、「を」とあるのは「が行われ
る」と、「行ふものに限る」とあるのは「行われ
る」と、「第二十一条第一項」とあるのは「第四
十条第二項の規定により読み替えて適用される
第二十一条第一項」とする。

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第四十四条 事業者が第五十条の規定により方法書
を作成してから第七十条の規定による公告を行う
までの間において、当該方法書に係る対象事業
等を都市計画に定めようとする都市計画決定権
者が、当該方法書に係る対象事業が第一種事業

である場合にあっては事業者(事業者が既に第
六条第一項の規定により当該方法書を送付して
いるときは、事業者及びその送付を受けた者)
に、第二種事業である場合にあっては事業者並
びに第四十条第一項の規定による届出を当該事業
者から受理した者及び同条第二項の都道府県知
事(事業者が既に第六条第一項の規定により当
該方法書を送付しているときは、事業者並びに
第四十条第一項の規定による届出を当該事業者か
ら受理した者及び当該方法書の送付を受けた
者)にその旨を通知したときは、当該都市計画
に係る対象事業についての第四十条第一項の規
定は、事業者がその通知を受けたときから適用
する。この場合において、事業者は、その通知
を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定
権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に
事業者が行った環境影響評価その他の手続は都
市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者
に対して行われた手続は都市計画決定権者に対
して行われたものとみなす。

3 事業者が第七十条の規定による公告を行ってか
ら第十八条の規定による公告を行うまでの間に
おいて、これらの公告に係る対象事業等を都市
計画に定めようとする都市計画決定権者が事業
者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者か
ら受けた者(これらの公告に係る対象事業が第
二種事業である場合にあっては、これらの者及
び第四十条第一項の規定による届出を当該事業
者から受理した者)にその旨を通知したときは、
事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成し
ていない場合にあっては作成した後速やかに、
準備書を既に作成している場合にあっては通
知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画
決定権者に送付するものとする。この場合にお
いて、当該都市計画に係る対象事業については、
第四十条第一項の規定は、都市計画決定権

者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第二項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が第十六条の規定による公告を行つてから第二十七条の規定による公告を行うまでの間に、第三項の都市計画につき都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた

ときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第三章及び第四章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第四十条第一項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書（次条において「評価書」という。）を送付しなければならない。

（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例）

第四十五条 前条第五項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画認可を要する場合には、都市計画認可権者に当該評価書を送付しなければならない。

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む、同法第十八条第一項及び第二項にあつては同法第二十二條第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）又は同法第十九条（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）の規定が適用される場合には、第四十二條第二項の規定は都市計画決定権者が前条第五項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二條第三項の規定は当該都市計画について都市計画認可権者が都市計画認可を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中

「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第五項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとす
る。

（事業者の協力）

第四十六条 都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第三十九条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

事業者のうち対象事業の実施を担当する国の行政機関(地方支分部局を含む)の長、第二條第二項第二号ハに規定する法人その他の政令で定めるものは、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第二節 港灣計画に係る環境影響評価その他の手続

(用語の定義)

第四十七条 この節、次章及び附則において「港灣環境影響評価」とは、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港灣に係る同法第三条の第三項に規定する港灣計画(以下「港灣計画」という。)に定められる港灣の開発、利用及び保全並びに港灣に隣接する地域の保全(以下この節において「港灣開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港灣環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港灣計画に定められる港灣開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港灣環境影響を総合的に評価することを

いう。
(港灣計画に係る港灣環境影響評価その他の手続)

第四十八條 港灣法第二條第一項の港灣管理者（以下「港灣管理者」という。）は、港灣計画の決定又は決定後の港灣計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の政令で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港灣計画（以下「対象港灣計画」という。）について、次項及び第三項に定めるところにより港灣環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

第二章第三節から第五章まで（第十四条第一

項第四号及び第二項、第二十二條から第二十六條まで、第二十九條並びに第三十條第一項第三号及び第二項を除く。及び第三十一條第一項から第三項までの規定は、前項の規定による港灣環境影響評価その他の手続について準用する。

この場合において、第二章第三節の節名中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十一条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「第四十八条第一項の港湾管理者」とある。

者(以下「港灣管理者」という。)>と、「前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五條第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二條第二項第一号からワまでに掲げる事業の種類」とに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第四十八條第一項の対象港灣計画(以下「対象港灣計画」という。))に定められる第四十七條の港灣開発等(以下「港灣開発等」という。))に係る同條の港灣環境影響評価(以下「港灣環境影響評価」という。))と、同條第二項中「事業者」とあるのは「港灣管理者」と、同條第三項中「対象事業」とあるのは「対象港灣計画に定められる港灣開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港灣環境影

「主務大臣(主務大臣が総理府の外
局の長であるときは、内閣総理大臣)」
とあるのは「主務大臣」と、第十二条
の見出し中「環境影

響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第二條第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類」とに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十三条中「主務大臣（主務大臣が総理府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）」とある

のは、主務大臣」と、第十四条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第二条第二項第一号イからワまでに」

掲げる事業の種類ごとに「主務省令」とあるのは「主務省令」と、「環境影響評価準備書」とあるのは「環境影響評価準備書」と、同項第一号中「第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所

と、同項第二号中「第八条第一項の意見の概要」とあるのは「対象港湾計画の目的及び内容」と、同項第三号中「第十条第一項の都道府県知事の意見」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況」と、同項第七号中「環境影響の内容」とあるのは「第四十七条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の内容」と、「環境影響の総合的な評価」とあるのは「港湾環境影響の総合的な評価」と、第十五条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第六条第一項の主務省令」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲の地域の一基準となるべき事項につき主務大臣が環境庁長

づく政令であつてその制定又は改廃により新
に對象事業となる事業(新たに第二種事業とな

る事業のうち第四條第三項第一号(第三十九條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。)があるもの(以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。)の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六條に規定する行政指導(地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。)その他の措置(以下「行政指導等」という。)の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類(対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。)があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 環境影響評価の項目を記載した書類であつて環境影響を受ける範圍であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長(以下この項において「関係地方公共団体の長」という。))に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続を経たものであると認められるもの 第七条の手続を経た方法書

二 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第九条の手続を経た同条の書類

三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第十条第一項の書面

四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であつて第十八条の公告及び縦覧並びに第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第六条及び第十七条の手続を経た準備書

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第十九条の手続を経た同条の書類

六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二十条

第一項の書面

七 前号の意見が述べられた後に第四号に掲げ

る書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十一条第二項の評価書

ノ關係する行政機關の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勸案して第四号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十六条第二項の評価書 九 第二十七条の公告に相当する公開の手續を経たものであると認められる書類 同条の手續を経た評価書

前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等地方公共団体に係るものに限る。）であるときは環境庁長官が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等（国の行政機関に係るものに限る。）であるときは主務大臣が環境庁長官第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官に協議して、それぞれ指定するものとする。

3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

4 前三項(第一項第一号から第三号まで及び第八号を除く。)の規定は、第四十八條第一項の規定に基づく政令の制定又は改廃により新たに同項の対象港灣計画となつた港灣計画について準用する。この場合において、第一項中「第二條第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業」新たに「第二種事業となる事業のうち第四條第三項第一号(第三十九條第二項の規定により読み替へて適用される場合を含む。)の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。)があるもの(以下この条及び次條第一項

に於て「対象事業等政令」という。」とあるのは「第四十八条第一項の政令（以下この条において「対象港灣計画政令」という。）」と、「当該新規対象事業等」とあるのは「第四項に規定する港灣計画」と、「対象事業等政令の施行」とあるのは「対象港灣計画政令の施行」と、同項第四号中「環境影響評価」とあるのは「港灣環境影響評価」と、「第十八条の公告」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十八条の公告」と、

「第十七条第二項」とあるのは、第四十八條第二項において準用する第十七条第一項」と、「第十六條及び第十七條の手続を経た準備書」とあるのは、「第四十八條第二項において準用する第十六條及び第十七條の手続を経た第四十八條第二項において準用する第十四條の港灣環境影響評価準備書」と、同項第五号中「第十九條」とあるのは、「第四十八條第二項において準用する第十九條」と、同項第六号中「第二十條第一項」とあるのは、「第四十八條第二項において準用する第二十條第一項」と、同項第七号中「第二十一條第二項の評価書」とあるのは、「第四十八條第二項において準用する第二十一條第二項の港灣環境影響評価書」と、同項第九号中「第二十七條」とあるのは、「第四十八條第二項において準用する第

二十七条と、「評価書」とあるのは、港灣環境影響評価書」と、第二項中「環境庁長官（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業については当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官）」とあるのは「環境庁長官」と読み替へるものとする。

第五十四條 新規対象事業等であつて次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、対象事業等政令の施行の日（以下この条において「政令施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

一 第二条第二項第二号イに該当する事業であつて、政令施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされたもの

二 第二条第二項第二号ロに該当する事業であつて、政令施行日前に同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定がなされたもの

三 前二号に掲げるもののほか、法律の規定により定められる国の計画で定めるものに基づいて実施される事業であつて、政令施行日前に当該国の計画が定められたもの

四 前三号に掲げるもののほか、政令施行日前に都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。

五 前二号に掲げるもののほか、第二条第二項

第二号ハからホまでに該当する新規対象事業等であつて、政令施行日から起算して六月を経過する日までに実施されるもの

2 前項の場合において、当該新規対象事業等について政令施行日前に条例の定めるところに従つて前条第一項各号に掲げる書類のいずれかが作成されているときは、第六十条の規定にかかわらず、当該条例の定めるところに従つて引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。

3 第一項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、政令施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして政令で定める条件に該当するものに限る。)により新規対象事業等として実施されるものについては、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

第五十五条 前条第一項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第五号から第二十七号まで又は第十一号から第二十七号までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 第二十八号から第三十一号まで及び第三十二号第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替へるものとする。

第五十六条 前三条に定めるもののほか、この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的の必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(政令への委任)

第五十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定め

る。

(主務大臣等)

第五十八条 この法律において主務大臣は、次の各号に掲げる事業及び港湾計画の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 第二条第二項第二号イに該当する事業 免許等又は特定届出に係る事務を所掌する主任の大臣

二 第二条第二項第二号ロに該当する事業 交付決定権者の行う決定に係る事務を所掌する主任の大臣

三 第二条第二項第二号ハに該当する事業 法人監督者が行う監督に係る事務を所掌する主任の大臣

四 第二条第二項第二号ニに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣

五 第二条第二項第二号ホに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該事業に係る同号ホの免許、特許、許可、認可若しくは承認又は届出に係る事務を所掌する主任の大臣

六 港湾計画 運輸大臣

2 この法律において、主務省令とは主務大臣の発する命令(主務大臣が総理府の外局長であるときは、総理府令)とし、主務省令・建設省令とは主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)及び建設大臣の発する命令(主務大臣が建設大臣であるときは、建設大臣の発する命令)とする。

(他の法律との関係)

第五十九条 第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業に係る環境影響評価その他の手続については、この法律及び電気事業法の定めるところによる。

(条例との関係)

第六十条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定める

ことを妨げるものではない。

一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項

二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項(この法律の規定に反しないものに限る。)

(地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重)

第六十一条 地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第二条、第四条第十項、第十三条、第三十九条第二項、第四十条第十項に係る部分に限る。、第四十八条第一項及び第二項(第十三条に係る部分に限る。)、第五十八条並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第四条第三項(同項の主務省令に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、及び第九項、第五十条第一項(同項の主務省令に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第六一条第一項(同項の主務省令に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第七一条(同条の総理府令に係る部分に限る。)、第八一条第二項(同項の総理府令に係る部分に限る。)、第十一一条第一項(同項の主務省令に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、及び第三項、第十二条第一項(同項の主務省令に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、及び第二項、第三十

九条第二項(第四十条第三項及び第九項に係る部分に限る。)、第四十条第二項、第五十条第一項に係る部分に限る。、第四十八号第二項

(第十一一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項に係る部分に限る。)、次条第二項及び第三項並びに第四項(同条第二項及び第三項に係る部分に限る。並びに附則第五号の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四号第三項第一号(第三十九号第二項の規定により読み替へて適用される場合を含む。))の措置がとられたものを含む。について、条例又は行政指導等の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類(この法律の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 第五十三号第一項第一号に掲げる書類 七条の手続を経た方法書

二 第五十三号第一項第二号に掲げる書類 九条の手続を経た同条の書類

三 第五十三号第一項第三号に掲げる書類 十号第一項の書面

四 第五十三号第一項第四号に掲げる書類 十六号及び第十七号の手続を経た準備書

五 第五十三号第一項第五号に掲げる書類 十九号の手続を経た同条の書類

六 第五十三号第一項第六号に掲げる書類 二十号第一項の書面

七 第五十三号第一項第七号に掲げる書類 二十一号第二項の評価書

八 第五十三号第一項第八号に掲げる書類 二十六号第二項の評価書

九 第五十三号第一項第九号に掲げる書類 二十七号の手続を経た評価書

官 報 (号 外)

2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等(地方公共団体に係るものに限る。)であるときは環境庁長官が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等(国の行政機関に係るものに限る。)であるときは主務大臣が環境庁長官(第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等)にあっては、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官に協議して、それぞれ指定するものとする。

3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

4 前三項第一項第一号から第三号まで及び第八号を除く。の規定は、この法律の施行により新たに第四十八条第一項の対象港湾計画となる港湾計画について準用する。この場合において、第一項中「当該施行により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号(第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の措置がとられたものを含む。」とあるのは「第四項に規定する港湾計画」と、同項第四号中「第十六条及び第十七条の手続を経た準備書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条及び第十七条の手続を経た港湾環境影響評価準備書」と、同項第五号中「第十九条とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十九条」と、同項第六号中「第二十條第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十條第一項」と、同項第七号中「第二十一條第二項の評価書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一條第二項の港湾環境影響評価書」と、同項第九号中「第二十七條の手続を経た評価書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十七條の手続を経た港湾環境影響評価書」と、第二項中「環境庁長官(第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等)にあっては、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官」とあるのは「環境庁長官」と読み替えるものとする。

価値準備書」と、同項第五号中「第十九条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十九条」と、同項第六号中「第二十條第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十條第一項」と、同項第七号中「第二十一條第二項の評価書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一條第二項の港湾環境影響評価書」と、同項第九号中「第二十七條の手続を経た評価書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十七條の手続を経た港湾環境影響評価書」と、第二項中「環境庁長官(第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等)にあっては、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官」とあるのは「環境庁長官」と読み替えるものとする。

第三条 第一種事業又は第二種事業であつて次に掲げるもの(第一号から第四号までに掲げるものにあつては、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

一 第二条第二項第一号イに該当する事業であつて、施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされたもの

二 第二条第二項第二号ロに該当する事業であつて、施行日前に同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定がなされたもの

三 前二号に掲げるもののほか、高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条第一項に規定する整備計画その他法律の規定により定められる国の計画で政令で定めるものに基づいて実施される事業であつて、施行日前に当該国の計画が定められたもの

四 前三号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

五 前二号に掲げるもののほか、第二条第二項第二号ハからホまでに該当する第一種事業又は第二種事業であつて、施行日から起算して六月を経過する日までに実施されるもの

2 前項の場合において、当該第一種事業又は第二種事業について施行日前に条例の定めるところに従つて第五十三条第一項各号に掲げる書類のいずれかが作成されているときは、第六十条の規定にかかわらず、当該条例の定めるところに従つて引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。

3 第一項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして政令で定める条件に該当するものに限る。)により第一種事業又は第二種事業として実施されるものについては、第

二章から第七章までの規定は、適用しない。

第四条 前条第一項各号に掲げる事業に該当する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該事業について、第五条から第二十七条まで又は第十二条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 第二十八条から第三十一条まで及び第三十二条第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

第五条 この法律の施行後に事業者となるべき者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後この法律の施行前において、第五条から第十二条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 前項に規定する者は、同項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出るものとする。

3 前項の規定による届出を受けた主務大臣は、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

4 前項の規定による公告がされた場合において、第一項に規定する者が第五条から第十二条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、この法律の施行後に関係都道府県知事又は関係市町村長となるべき者は、当該規定の例による手続を行うものとする。

5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この法律の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

6 前各項の規定は、この法律の施行後に第四十条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、第一項中「事業者」とあるのは「第四十条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者」と、「第五条」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条」と、第二項及び第三項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣及び建設大臣」と、第四項中「第五条」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置に關する事項は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境庁設置法の一部改正)

第八條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 環境影響評価法(平成九年法律第 号)の施行に關する事務を処理す

ること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

遺伝子組換え食品の表示等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成九年四月二十八日

参議院議長 斎藤 十朗殿

荒木 清寛

遺伝子組換え食品の表示等に関する質問主意書

厚生大臣は食品衛生調査会の答申を得た上で平成八年九月二日、「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針」に適合していることと確認申請のあった除草剤耐性、あるいは害虫抵抗性的大豆・ナタネ・ジャガイモ・トウモロコシの四作物七品種の遺伝子組換え食品について、申請各社に対し確認通知を发出した。また、農林

水産大臣は農業資材審議会飼料部会の答申を得た上で同年九月二六日、「組換え体利用飼料の安全性評価指針」に適合していることと確認申請のあった大豆・ナタネ・トウモロコシの三作物六品種の組換え体利用の油粕飼料について、申請各社に対し確認通知を发出した。

なお、これらに続いて目下、トウモロコシ・ナタネ・ジャガイモ・天ぷら油やサラダ油等に利用される綿実油の四作物一二品種の遺伝子組換え食品について確認申請が提出されており、食品衛生調査会のバイオテクノロジー特別部会が本年三月一

三日に四作物八品種と酵素一品種について安全性評価が行われていると判断する旨の部会報告を行っている。

ところで、私は第二三九回国会の「質問第三号」として平成八年一月一七日に「遺伝子組換え食品に関する質問主意書」を提出し、「安全性を証明するデータは第三者機関によるものではない等、その安全性に強い不安を抱く消費者も少なくない。さらに、遺伝子組換え食品が否かは外見上区別がつかないため、消費者は、店頭に並んだ食品を判別する方法はない。消費者の選択権を確保する観点から、表示の義務付けが強く求められている。とした上で、流通実態の把握、安全性の科学的根拠、自然環境への影響、表示義務付け制度の導入について政府の見解を求めた。そして、本年一月二四日に答弁書の送付を受けた。

その答弁内容は、大要、「既存の食品と同程度の安全性が確保されている」「遺伝子組換え技術が危険だという科学的根拠がない」「表示制度の導入は適切でない」などとして、流通実態の把握すら考えていないというものであった。

国会法第七十五条第二項の規定によれば、内閣は質問主意書を受け取った日から七日以内の答弁が義務付けられているのに対し、本件答弁書は、十分日時を費やして作成されたにも拘らず、現状を糊塗することに終始しており、到底、納得できない。また、本件質問主意書提出後、遺伝子組換え食品、なかんずくその表示を巡る動きは国内外で活発化している。そこで前回の答弁内容を念頭に置きつつ、表示義務付け制度の導入の問題を中心課題に据え、ここに改めて再度質問する。

一 遺伝子組換え食品及び組換え体利用飼料の輸入実績について

1 昨年九月に厚生大臣及び農林水産大臣が安全性確認通知を发出してからの遺伝子組換え食品及び組換え体利用飼料の輸入実績は、それぞれどうなっているか。何がどれだけ輸入されているのかの情報開示が全くなされていない。既に消費者は気づかないうちに、遺伝子組換え食品を原材料に使用した豆腐・味噌・醤油・ビール・菓子等を飲食しているのではないか。

2 消費者団体は、「二%の品目のために他の遺伝子組換えをしていない原材料まで灰色にする必要はない」と言っている。食品・飼料の輸入実績に占める遺伝子組換え食品・飼料の比率はどうなっているか、作物ごとに明らかにされたい。

二 遺伝子組換え食品及び組換え体利用飼料の今後の安全性確認について

1 本年三月一三日に食品衛生調査会のバイオテクノロジー特別部会から報告がなされた四作物八品種と酵素一品種についての食品衛生調査会における取扱い、確認通知の目的について伺いたい。

2 遺伝子組換え食品の第三回目の安全性確認申請の受付時期をどう予定しているか。また、安全性確認申請がどの程度あると見ているか。また、国内企業の動きについてどう把握しているか。

3 組換え体利用飼料の今後の安全性確認の予定についても伺いたい。

1 政府の「安全性に問題はない、表示を義務付ける必要はない」という姿勢とは対照的に諸外国においては輸入禁止の措置や表示制度の導入への動きが顕著になっている。ルクセンブルグは本年二月から遺伝子組換えトウモロコシの輸入を禁止している。オーストリアは本年二月に遺伝子組換えトウモロコシを三カ月間輸入を禁止し、さらに、国会で立法化について審議する運びとなっている。フランスのシラク大統領は「フランスでは表示規定が徹底するまでは遺伝子組換え食品を販売させない」と発言している。スイスは遺伝子組換え大豆の販売延期を決定しており、オーストラリア、ニュージーランドは遺伝子組換え食品を禁止し、例外的に認めただけの微量であっても必ず表示を義務付けるという規制指針案を発表している。米国最大の有機農産物認定機関であるオーガニック農作物改良協会も遺伝子組換え作物の使用禁止を認定原則に加える方向であることを明らかにしている。ノルウェーはあらゆる遺伝子組換え食品に表示を義務付けており、オランダ・スイス・オーストリア・ニュージーランドが表示の法制化を進めている。また、欧州議会がラベル表示に関する新規則を議決している。それにヨーロッパ二十カ国の食品卸・小売り業者の連合組織であるユーロコマース、ノルウェーの大豆輸入業者連合、スウェーデン食品業界、イギリスの生協卸売り協会CWS、オーストリア最大の量販店であるコープスイスを含みスイス小売り業者三十社連合などの多くの企業が遺伝子組換え食品の原料への不使

用、あるいは表示を約束している。ポイコット運動も盛んで、国際ポイコットキャンペーンの呼び掛けにより、四月二日から二六日までを「遺伝子組換え世界行動ウィーク」とし、世界中で抗議行動を展開した。政府はこうした遺伝子組換え食品を巡る世界の動きをどこまで把握しているか。また、こうした動きをどのように認識し、我が国の施策に反映させようと考えているか。

2 これらの動き以外で把握していることがあったら明らかにされたい。

四 国内の表示義務付け制度の導入等を求める動きについて

1 東京都議会・名古屋市議会など多くの地方議会から、地方自治法第九十九条第二項の規定に基づく、遺伝子組換え食品に関する意見書が提出されているが、現在、その議案数はどの位に上っているか。また、その意見書は概ねどのような内容になっているか。

2 日本消費者連盟などの消費者団体から表示義務付け制度の導入等を求める要望書が相当数提出されているのではないかと思料するが、どの位の団体から提出されているか。また、その要望書は概ねどのような内容になっているか。

3 政府はこうした動きをどのように認識し、どう対処する考えか。

五 遺伝子組換え食品への表示義務付け制度の導入に対する橋本政権の關係の認識について

1 現在採られている「表示義務なし」の措置は、国民の選択の自由を奪った形となっている。「自分が何を食べているか」親が子供に

何を食べさせているか」「お客に何を提供しているか」それを知りたいというのは当然の権利であり、企業責任として表示させるのも当然の義務であると思料する。ところで、本年二月十四日の衆議院予算委員会、厚生大臣が「遺伝子組換え食品が世界的に認められ多くの国民、日本国民にも食べられるという状況になったならば、ぜひとも表示はしてもらいたい」と思っており、また「と答弁し、農林水産大臣も「組換え食品を食べるときに消費者が選択権を持つべき」という御指摘は、私もそうだと思うのです。」と答弁している。遺伝子組換え食品が食卓に上りつつある現在こそ、多くの国民に食べられる状況であり、消費者が選択権を持つべき時期ではないかと思料するがどうか。

2 表示義務化を求める声が大きくなっている。海外では表示義務化が進んでいるのに、どうして日本だけが放置されているのか」といった怨嗟の声が起っており、かつ、拡がっている。政治不信に拍車を掛け兼ねない。この際、橋本内閣としての統一見解を改めて示していただきたい。

六 遺伝子組換え食品表示検討会の在り方について

1 本年三月一三日に農林水産省の事務次官が記者会見において、遺伝子組換え食品の表示に関する研究会を省内に設置することを明らかにし、近く食品表示問題懇談会の中に遺伝子組換え食品表示検討会を発足させる予定と聞いている。これはこれで評価はするが、表示義務化の問題は一省のみの問題ではなく、

農林水産省の食品流通局長の私的諮問機関といった形で対処するようなことではない。国民の安全と健康、さらに消費者の選択権を保障するという観点から政府が一体となって取り組むべき課題であり、そうした体制を整えるべきではなかったか。

2 検討会の委員数は何人か。その人選はどのような考え方に基いて行われるのか。

3 検討会のスケジュールはどうなっているか。既に組換え食品が食卓に上っていることでもあるので、遅くとも一年以内に結論を出すようにすべきであると思料するがどうか。

七 遺伝子組換え食品の表示義務付け制度の導入の具体的方策について

1 新開発食品について食品衛生法第四条の二は「一般に飲食に供されることがなかつた物」と規定している。除草剤耐性、あるいは害虫抵抗性の遺伝子組換え食品は、自然には存在しない紛れもない新開発食品であり、なおかつ、消費者の安全性への不安が解消されていない食品である。政府の見解は「安全性評価指針に基づき、既存のものと同等と見なし得ることが確認されている」というものであるが、到底、消費者を納得させ得るに足りるものではない。遺伝子組換え食品が新開発食品に該当しないとすれば、政府はどのような食品がこれに該当すると考えているのか具体的に示されたい。

2 遺伝子組換え食品の安全性を危惧する多くの消費者に真に伝えるため、食品衛生法の条文追加の改正を行い、遺伝子組換え食品につ

いて表示基準を設定するようにすべきではないか。

3 消費者の安全志向を考慮し、消費者の適正な選択に資するよう、平成四年一〇月一日に「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」が定められ、次いで昨年一二月に有機農産物と特別栽培農産物の区分の明確化を図り、その名称を「有機農産物及び特別農産物の表示ガイドライン」に変更した。この例に倣って、遺伝子組換え食品についても、早急に特別表示ガイドラインを定め、その旨を表示させるようにすべきではないか。

八 食品衛生調査会の在り方について

1 食品衛生調査会常任委員会の昨年の四作物七品種を確認した際の議事要旨を読んだが、消費者団体からの要望について、「消費者団体から提出された要望に沿って事務局が説明したものである」とあるだけである。これで十分に安全性について審査したと言えるのか。

2 食品衛生調査会の委員は四〇名であり、同調査会の常任委員会の委員は一九名であるが、このうち消費者代表は、それぞれ二名の二名である。もっと消費者団体を代表する委員を増やすとともに、環境保護団体の代表も委員に加えるべきではないかと思料するがどうか。また、バイオテクノロジー特別部会のメンバーにも消費者代表を加えるべきではないか。

九 コーデックス委員会への対応について

1 FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)を上部機関とする「コーデックス食

品規格計画」を執行するための機関であるFAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)の第二回食品表示部会が本年四月一五日から一八日にかけてカナダのオタワで開催されたが、今回の会議で遺伝子組換え食品の国際規格の表示制度づくりについて、どのような議論が行われ、どのような決定がなされたのか。

2 その議論ないし決定に対し、我が国は、今後どのように対処していく考えか。

3 この会議における我が国の政府代表団の構成はどうであったか。

4 政府代表団にテクニカルアドバイザーとして四人が随行したようであるが、それは誰か。また、どのような考えに基づいて選任したのか。

5 テクニカルアドバイザーは現地において、どのような役割を果たしたのか。

6 コーデックス委員会には、加盟国の政府代表団に随行する形で多国籍企業からのオブザーバー参加、さらに、NGOからのオブザーバー参加も認められているようであるが、我が国からのこれらの参加状況はどうであったか。また、現地での活動状況はどうであったか。

7 諸外国の多国籍企業・NGOからのオブザーバーの参加状況、活動状況についても報告されたい。

8 前回の第二回会議では、遺伝子組換え食品の表示について、ガイドラインを検討したらどうかとの意見が大勢を占めたと聞か、今回の会議の開催前に事務局から送付されて

きたディスカッションペーパーでは、そのガイドラインの素案は示されていたのか。

9 政府代表団は、今回の会議で遺伝子組換え食品の表示の在り方について、どのような意見を述べたのか。国際規格の表示義務付け制度づくりに積極的な役割を果たしたのかどうか。また、消費者団体から表示義務付け制度の導入を求める声が強いことや、地方議会からの意見書の提出が相当数に上っていると聞いた状況なども報告したのか。

平成九年六月六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員荒木清寛君提出遺伝子組換え食品の表示等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒木清寛君提出遺伝子組換え食品の表示等に関する質問に対する答弁書

一 の1について

遺伝子組換え技術を応用した食品(以下「遺伝子組換え食品」という。)及び遺伝子組換え技術を応用した飼料(以下「組換え体利用飼料」という。)の輸入実績については、把握していない。

したがって、遺伝子組換え食品を原材料に使用した食品が消費されているか否かについても把握していない。

一 の2について

食品又は飼料の輸入実績に占める遺伝子組換え食品又は組換え体利用飼料の作物ごとの比率

については、把握していない。

二 の1について

平成九年三月十四日に食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会から「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針(平成三年十二月二十六日衛食第百五十三号厚生省生活衛生局長通知。以下「安全性評価指針」という。)に従って安全性の評価が行われていると判断する旨報告がなされた御指摘の八品種の食品及び一品目の食品添加物については、平成九年五月十三日に行われた食品衛生調査会の答申を踏まえ、同月二十六日に申請者に対して厚生大臣が安全性評価指針への適合を確認した旨の通知を発出したところである。

二 の2について

遺伝子組換え食品の安全性評価指針への適合確認に対する第三回目の申請の受付の期限は、平成九年四月三十日までであり、それまでに除草剤耐性わたり二品種、除草剤耐性なね二品種及び日持ちのよいトマト一品種並びに食品添加物一品目(リポフラビン)について申請が行われたところである。御指摘の国内企業とは何を指すのか明らかではないが、いずれの申請者も日本国内において法人格を有する者である。

二 の3について

農林水産省においては、平成九年四月末時点において、組換え体利用飼料の製造業者等の申請に基づき、除草剤耐性なね三品種、害虫抵抗性とうもろこし二品種、除草剤耐性雄雑性不稔とうもろこし一品種及び害虫抵抗性わたり一品種について、「組換え体利用飼料の安全性評価指針」(平成八年四月十九日八畜B第五百八十五号

農林水産事務次官依命通達)に適合しているかどうかを確認中である。

三について

諸外国の遺伝子組換え食品の表示をめぐる動向は、逐次、在外公館等を通じて情報収集しているところであるが、本問題への各国の対応は最近、一層流動的になっており、すべての国の直近情報の把握には十分でない面があると認識している。

今後とも、諸外国の本問題への対応についての情報を、在外公館等を通じて逐次収集することと努め、我が国での対応を検討する上での参考としてまいりたい。

四の1について

遺伝子組換え食品に関する意見書を提出した地方議会の数は、本年四月現在で、約百四十である。意見書の内容は、主に遺伝子組換え食品の表示の実施、遺伝子組換え食品の安全性確認のより一層の努力、遺伝子組換え食品に関する情報の公開等を求めるものである。

四の2について

遺伝子組換え食品に関する消費者団体からの要望書は、本年四月現在で、約百団体から提出されている。要望書の内容は、地方議会からの意見書とおおむね同様である。

四の3について

遺伝子組換え食品をめぐる動きについては、消費者に、その旨の表示をして欲しいという要望があり、また、消費者のそのような意見を踏まえて地方議会が意見書を議決されたものと認識している。

今後とも、最新の科学的知見の収集に努め、

遺伝子組換え食品の安全性の確保を図るとともに、遺伝子組換え食品の表示の在り方については、農林水産省において、消費者、生産・流通業者及び学識経験者からなる検討会を開催し、

有識者等から広く意見を求めるとともに、消費者の要望、生産・流通の実態、関連食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会(以下「コーデックス委員会」という。)の食品表示部会での検討状況との整合性を踏まえつつ、検討してまいりたい。

五について
遺伝子組換え食品の表示の在り方については、有識者等から広く意見を求めるとともに、消費者の要望、生産・流通の実態、国際的な検討状況との整合性を踏まえつつ、検討してまいりたい。

六の1について
遺伝子組換え食品の安全性については、従来から食品衛生調査会で議論していただいております。消費者の選択に資するという観点も踏まえて、遺伝子組換え食品の表示の在り方を農林水産省において検討しようとするものである。

六の2について
検討会の委員数は、二十人である。検討会のメンバーは、消費者、生産・流通業者及び学識経験者から選任したものである。

六の3について
第一回目の検討会を五月三十日に開催し、以後、年度内に数回開催することを予定している。終了時期については、検討会における今後の審議の状況を踏まえつつ、検討してまいりたい。

七の1について

例えば、石油から分離したノルマルパラフィン等を栄養源として酵母等の微生物を培養し、その微生物をたんぱく源として利用するいわゆる「石油たんぱく」が、御指摘のいわゆる新開発食品に該当するものと考えている。

七の2について

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第一条において「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする」と規定されている趣旨をかんがみれば、遺伝子組換え食品は、遺伝子が組み換わるといふ点において、伝統的な方法で改良された既存の食品又は食品材料と同様であることから、公衆衛生の見地から他の食品と区別して御指摘のような表示基準の設定を同法の改正によって行うことは適切ではないと考えている。

七の3について
遺伝子組換え食品の表示の在り方については、検討会を開催し、有識者等から広く意見を求めるとともに、消費者の要望、生産・流通の実態、コーデックス委員会の食品表示部会での検討状況との整合性を踏まえつつ、検討してまいりたい。

八の1について
平成八年八月に厚生大臣による安全性評価指針への適格確認が行われた遺伝子組換え食品の安全性については、十回にわたる食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会組換えDNA技術応用食品の安全性評価に関する分科会における審議において、個別の品目ごとに、製造業者

等が安全性評価指針に従って評価を行ったかどうかの確認を、製造業者等が安全性評価指針に掲げられた評価項目に関して作成した資料に基づいて行ったところである。御指摘の食品衛生調査会常任委員会においては、こうした専門家による審議を経てまとめられた食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会報告及び消費者団体から寄せられた要望書等を総合的に検討し、審議を行ったものであり、安全性の評価については、現在の科学的知見に基づいて十分に行われたものと考えている。

八の2について

食品衛生調査会の委員については、食品衛生法第二十五条第五項に基づき「学識経験のある者の中から、厚生大臣がこれを任命すること」とされている。

食品衛生調査会における審議は、衛生規制の根拠となる規格基準の審議等専門的、かつ、技術的な審議が中心であるため、従来、消費者の意見を反映できる者一名のほか科学的な専門知識を有する者を委員に任命してきたが、平成六年十二月の「食と健康を考える懇談会」(厚生大臣の私的懇談会)における報告書等を踏まえて、平成八年七月の改選時には、委員として消費者の意見を反映できる者を新たに一名増員し、合計二名とするともに、生産者の意見を反映できる者、ジャーナリスト経験者等広範囲の専門家及び有識者を選任したところであり、次回改選時においても、同様に広範囲の専門家及び有識者を選任することとしている。

食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会の委員については、同部会が専ら遺伝子組換え

食品の安全性の評価という高度な先端技術に関する専門的、かつ、技術的な審議を行うことから、消費者の意見を反映できる者を任命することとは考えていない。

九の1について

コーデックス委員会食品表示部会の事務局から、これまでの経緯と事務局が準備した遺伝子組換え食品の表示についての資料について簡単に説明がなされたが、次回会合で議論することとなっている。

九の2について

コーデックス委員会の議論に積極的に参加することとしている。

九の3について

厚生省から生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室長他二名、農林水産省から食品流通局品質課長他二名によって構成されていた。

九の4について

公益法人等から技術に詳しい次の四名が随行していた。

細谷 憲政 食品衛生調査会委員

浜野 弘昭 (社)日本食品衛生協会技術委員

浜島 守男 (財)食品産業センターのコーデックス連絡協議会専門部会委員

鈴木 英毅 (財)食品産業センターのコーデックス連絡協議会専門部会委員

九の5について

テクニカルアドバイザーは、食品表示部会の多数の議題について、政府代表団に対し必要に

応じて技術的助言を行うものであるが、今回の食品表示部会の遺伝子組換え食品の表示の検討では、テクニカルアドバイザーからの技術的助言は行われなかった。

九の6について

承知していない。

九の7について

今回の食品表示部会においては、遺伝子組換え食品の表示について、国際消費者機構、国際有機農業運動連盟が発言をしたと承知しているが、これ以外については承知していない。

九の8について

食品表示部会の事務局が準備した、遺伝子組換え食品の表示についての資料では、これまでの経緯、同部会で対応すべき分野、遺伝子組換え食品の表示をめぐる背景等を説明するとともに、遺伝子組換え食品の表示の基準を設ける場合は、包装食品の表示の一般基準の改正の形で行うことを提案している。

九の9について

我が国政府としては、本件が国内で大きな問題となりつつあり、消費者団体等からは表示を求める意見が出され、業界が議論の帰趨を懸念している中で、今後、検討会を開催することとしており、本件に関する立場は留保するが、表示部会における意義ある解決のための作業には積極的に参加する旨発言したところである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
虎ノ門二丁目一番四号	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
（送料）	一〇〇五円
（別）	一〇〇五円